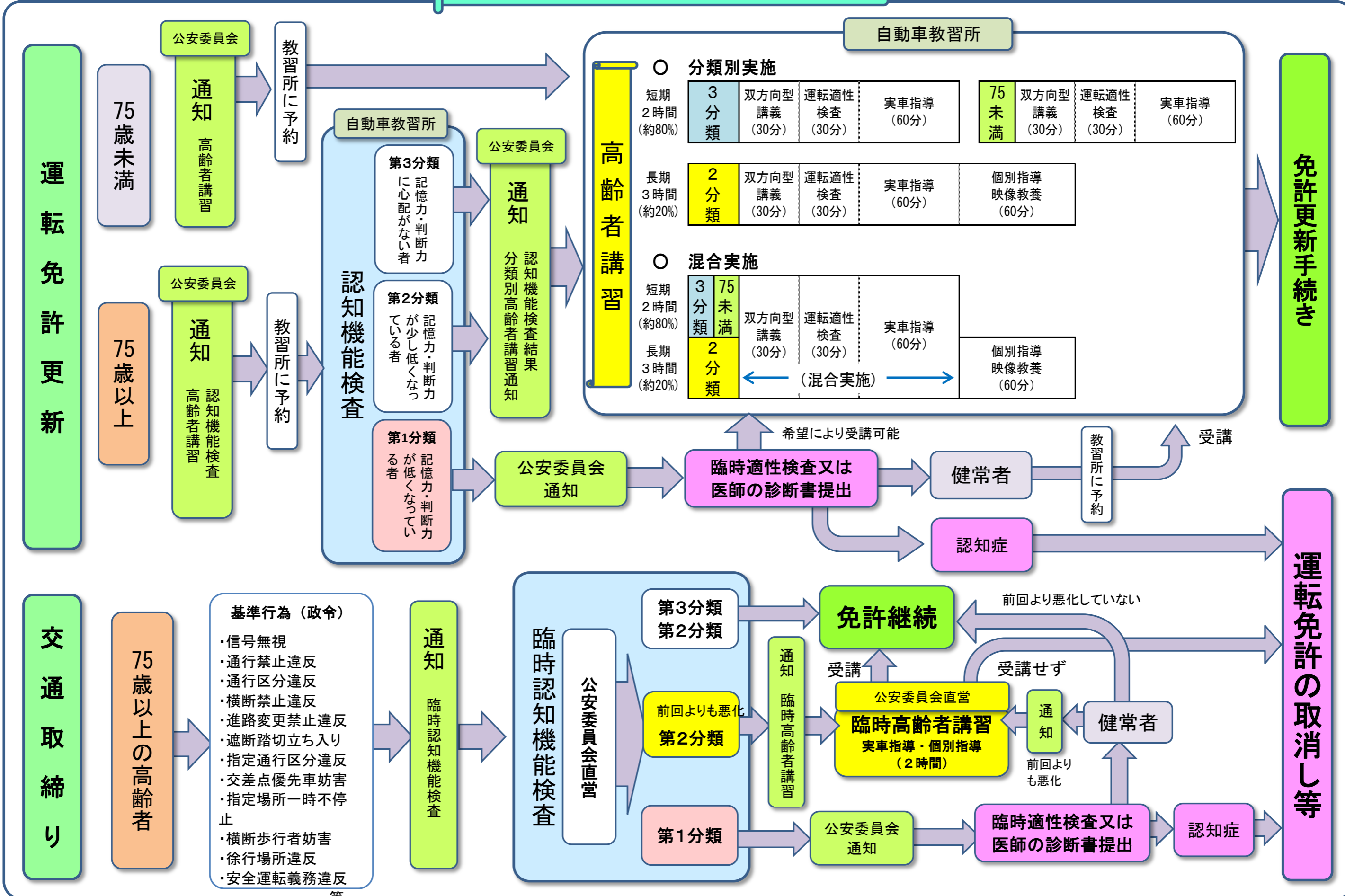


高齢者講習新制度の概要



運転免許更新

交通取締り

免許更新手続き

運転免許の取消し等

75歳未満
公安委員会
通知
高齢者講習

75歳以上
公安委員会
通知
認知機能検査
高齢者講習

75歳以上の高齢者

- 基準行為 (政令)
- ・信号無視
 - ・通行禁止違反
 - ・通行区分違反
 - ・横断禁止違反
 - ・進路変更禁止違反
 - ・遮断踏切立ち入り
 - ・指定通行区分違反
 - ・交差点優先車妨害
 - ・指定場所一時不停止
 - ・横断歩行者妨害
 - ・徐行場所違反
 - ・安全運転義務違反等

自動車教習所
認知機能検査

第3分類
記憶力・判断力に心配がない者

第2分類
記憶力・判断力が少し低くなっている者

第1分類
記憶力・判断力が低くなっている者

公安委員会
通知
認知機能検査結果
分類別高齢者講習通知

公安委員会
通知

自動車教習所

高齢者講習

○ 分類別実施

短期 2時間 (約80%)	3分類	双方向型 講義 (30分)	運転適性 検査 (30分)	実車指導 (60分)	75未満	双方向型 講義 (30分)	運転適性 検査 (30分)	実車指導 (60分)
長期 3時間 (約20%)	2分類	双方向型 講義 (30分)	運転適性 検査 (30分)	実車指導 (60分)		個別指導 映像教養 (60分)		

○ 混合実施

短期 2時間 (約80%)	3分類	75未満	双方向型 講義 (30分)	運転適性 検査 (30分)	実車指導 (60分)		
長期 3時間 (約20%)	2分類		(混合実施)			個別指導 映像教養 (60分)	

希望により受講可能
臨時適性検査又は
医師の診断書提出

健常者

認知症

公安委員会直営
臨時認知機能検査

第3分類
第2分類

前回よりも悪化
第2分類

第1分類

免許継続

公安委員会直営
臨時高齢者講習
実車指導・個別指導
(2時間)

公安委員会
通知

前回より悪化していない

受講せず

受講

臨時適性検査又は
医師の診断書提出

健常者

通知
前回よりも悪化

認知症